

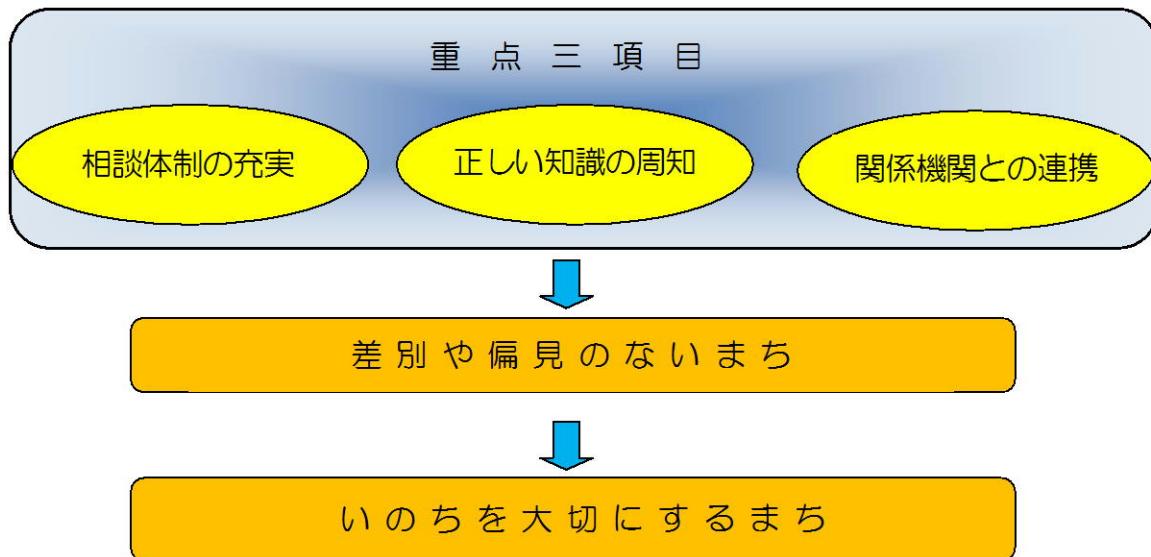
性的マイノリティに関する施策

1 施策のよりどころ

- ・この施策は、「横須賀市人権施策推進指針」及び「平成24年度 横須賀市人権施策推進会議報告書」をよりどころとしています。

2 目指すところ

- ・「相談体制の充実」、「正しい知識の周知」、「関係機関との連携」の3つに重点を置き、性的マイノリティに関する施策を推進し、「差別や偏見のないまち」、「いのちを大切にするまち」を目指します。



3 施策の特色

(1) 性的マイノリティに関する初めての施策

- ・施策の体系を明確にし、施策ごとの考え方を明らかにし、本市で初めての性的マイノリティに関する施策になります。

(2) 戰略的に取り組むべきことの明確化

- ・「いのちを大切にするまち」、「差別や偏見のないまち」の実現に向けて、長期的に取り組む、基本戦略を掲げます。



(3) 施策体系および各施策で推進すべきことの明確化

- ・施策を行うために、「相談者の人権を守る」、「相談体制を整える」、「正しい知識を伝える」、「関係機関との連携に努める」を施策の柱として、各施策で推進することを体系で明らかにしました。

- ・別紙「性的マイノリティに関する施策体系」参照

性的マイノリティに関する施策体系

《基本戦略：孤立を防ぐ取り組みを推進します》

《目指すところ：差別や偏見のないまち ⇒ いのちを大切にするまち》

施策方針	基本施策	施策の展開
I まもる 「相談者の人権を守る」	1 相談体制の充実	(1) 市役所の相談体制を拡充します。
		(2) 市内で専門の相談が受けられる体制づくりに努めます。
		(3) 専門の相談場所に来られない児童・生徒への対策を講じます。
II ささえる 「相談体制を整える」	2 孤立の防止	(4) 学校へ相談窓口を周知します。
	3 著らしやすさの保障	(5) 当事者同士の情報交換の場づくりを支援します。
III はぐくむ 「正しい知識を伝える」	4 研修体制の充実	(6) すべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組みます。
	5 情報収集の充実	(7) 相談員・教職員の知識の習得を行います。
IV つなげる 「関係機関との連携に努める」	6 周知・啓発活動の推進	(8) 情報を収集し提供します。
	7 学校教育における啓発	(9) 市民へ正しい知識を伝えます。
	8 関係機関との連携	(10) 児童・生徒へ正しい知識を伝えます。
	9 庁内連絡会の開催	(11) 当事者の意見を聞きます。
		(12) 庁内の情報共有に努めます。